

オ・0・0（有効・保存期間：令和7年12月末）

一般（地、施）第212号
令和2年11月25日

関係所属長 殿

山形県警察本部長

警ら用無線自動車等への識別標識等の表示について（通達）

警察用航空機と警察用車両との連携は、一層重要なものとなっており、その連携をより効果的に行うため、警ら用無線自動車及び交通取締用四輪車については、警察用航空機からの識別を容易にする表示を下記のとおり継続するので、効果的な運用を図られたい。

記

1 表示対象車両

警察本部及び警察署に配置されている警ら用無線自動車及び交通取締用四輪車（覆面パトカーを除く。）

2 警察名の表示

(1) 表示場所

表示対象車両のトランク蓋表面の車両後部に近い位置に表示する。

(2) 表示方法

車両前部に向かって左横書きで「山形県警察」と漢字を用いて表示する。

(3) 字体、色及び大きさ

ゴシック体を用いて黒色で表示し、一字の大きさは、一辺が10センチメートルから15センチメートルを目安とする。

3 識別標識の表示

(1) 表示場所

表示対象車両の赤色灯後部の屋根に表示する。

(2) 表示方法

原則として、表示対象車両を管理する所属名の頭文字の漢字一字及び無線局の運用名称の数字を組み合わせて、車両前部に向かって左横書きで表示する（例：山1、酒31）。

(3) 字体、色及び大きさ

ゴシック体を用いて黒色で表示し、漢字一字の大きさは一辺が55センチメートル、数字一字の大きさは縦が55センチメートル、横が25センチメートルを目安とする。

（担当）地域課課長補佐（企画担当）

施設装備課調査官（装備担当）